

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養福会の役員等の報酬等について定めるものである。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員等の内継続的かつ定期的に直接法人の経営管理業務に常に携わり職務を遂行する者であり、評議員会でその旨を選任された役員等をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは報酬と実費弁償費をいう。
- (5) 報酬とは別表1に定めるものに限り、賞与及び退職手当等は支給しない。
- (6) 実費弁償費とは職務の遂行に伴い発生する旅費交通費及びその他の経費をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 常勤役員が理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会以外において、法人及び施設の運営のための業務（在宅勤務、出張勤務及び常勤役員が遠地（常勤役員の住所地等）から施設に赴いての勤務を含む。）にあたった場合は、別表1及び別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。

2 非常勤役員が理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会以外において、法人及び施設の運営のための業務（在宅勤務、出張勤務及び非常勤役員が遠地（常勤役員の住所地等）から施設に赴いての勤務を含む。）にあたった場合は、別表1及び別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。

3 非常勤役員が理事会、評議員会及、監事監査及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。

4 役員等の報酬については、各年度の一人当たりの総額が別表2の範囲を超えない額で支払うことができる。

5 役員等の報酬等は役員等本人の辞退により支払わないことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、当月発生分を翌月15日に支給する。但し、その日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げるものとする。

2 報酬等は現金をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 役員等が月の途中で就任、退任、又は解任となった場合は、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数の処理についてはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務報告書の作成に協力するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日より適用する

この規程は、令和5年4月1日より適用する

この規程は、令和7年4月1日より適用する

別表 1

報酬等	常勤役員	非常勤役員
報酬	理事長 月額 500,000 円 常勤役員 月額 300,000 円 ※上記は職員との兼務がない場合に支給する	20,000 円 (日額)
理事会等会議出席報酬	無し	10,000 円 (日額)
鉄道賃・バス賃 (実費弁償費)	1 路線に応じた旅客運賃 2 急行・特急料金 (片道 50 k m 以上) 3 座席指定料金 (片道 100 k m 以上の普通座席指定料金) ※鉄道・バス各社運賃表により確認する。	1 路線に応じた旅客運賃 2 急行・特急料金 (片道 50 k m 以上) 3 座席指定料金 (片道 100 k m 以上の普通座席指定料金) ※鉄道・バス各社運賃表により確認する。
鉄道賃以外の交通手段 (実費弁償費)	実費 (現に支払った料金) (但し、鉄道賃と同等の料金とし、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)	実費 (現に支払った料金) (但し、鉄道賃と同等の料金とし、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)
自己所有の自動車を使用の場合 (実費弁償費)	1 Km 走行につき 20 円を支給する。	1 Km 走行につき 20 円を支給する。
宿泊料等 (実費弁償費)	実費 (現に支払った料金) (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)	実費 (現に支払った料金) (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)
その他経費 (実費弁償費)	実費 (現に支払った料金) (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)	実費 (現に支払った料金) (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)
日 当	無し	無し

※理事会等は理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会をいう。

別表 2

役員等	各年度の一人当たりの総額
評議員	120,000 円
理事	8,000,000 円
監事	150,000 円
評議員選任・解任委員会	120,000 円